

名古屋市地域防災計画の修正案について

主な事項

1 名古屋市地域強靱化計画の策定

平成 25 年 12 月に公布・施行された「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」に基づき、国全体の国土強靱化施策との調和を図りながら、国や愛知県、民間事業者などの関係者相互連携のもと、本市の強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進する指針として、平成 28 年 3 月に策定された「名古屋市地域強靱化計画」の基本目標が達成されるよう、地域防災計画と連携を図ることを明記する。

共通編 資料 1 - 3

- (参考) 基本目標
- I. 市民の命を最大限に守る
 - II. 地域及び社会の重要な機能の致命的な障害を回避する
 - III. 市民の財産及び公共施設に係る被害を最小化する
 - IV. 迅速な復旧復興を可能にする
 - V. 他地域や他団体との連携を強化する
 - VI. 中部圏の中心都市として強靱化に貢献する

2 観光文化交流局の設置

平成 28 年 4 月 1 日に観光文化交流局が設置されたことにより、組織名の変更や任務について所要の修正を行う。

風水害等災害対策計画編 資料 1 - 4

地震災害対策計画編 資料 1 - 5

原子力災害対策計画編 資料 1 - 6

3 第 2 次名古屋駅周辺地区都市再生安全確保計画の策定

平成 24 年 7 月に施行された都市再生特別措置法の施行に伴い、名古屋駅周辺において大規模な地震が発生した場合における滞在者等の安全の確保を図るための計画である第 2 次名古屋駅周辺地区都市再生安全確保計画が策定されたことにより、一時退避場所や退避施設等の確保などの対策について所要の修正を行う。

地震災害対策計画編 資料 1 - 5

4 愛知県市町村津波避難計画策定指針等に伴う修正

平成 27 年 2 月に愛知県により策定された「愛知県市町村津波避難計画策定指針」や平成 27 年 3 月に東海三県一市において定められた「東海三県一市・県境を越える広域避難調整方針」の策定を踏まえ、市町村域を越える場合の住民の避難について明記する。

風水害等災害対策計画編 資料 1 - 4

地震災害対策計画編 資料 1 - 5